

給付金の対象となる**年収基準の引下げ**が実施されます！

- 3月中に給付規程の改正（4月1日より施行）を予定しており、その概要につきましてお知らせいたします。

地域企業経営人材確保支援事業給付金
REVICareer（レビキャリア）を活用して経営人材を獲得した地域企業にREVICが支給する給付金

REVICareer
レビキャリア

給付金の対象となる**年収基準の引下げ**

- 経験や知見の豊富な60歳以上の方が、地方で経営人材として活躍しやすくすることを目的とし、一部地域においては、給付金の対象となる年収基準の引下げを実施いたします。

【給付金の年収基準の引下げ（転籍型のみ）】

変更前

1年当たり500万円以上



変更後

1年当たり**450万円以上**
（60歳以上（※1）・一部地域（※2））

※1 雇用期間開始時に60歳以上となる方。

※2 「令和5年賃金構造基本統計調査」を基に、地方における年収水準を踏まえ、下記28県が対象。

注）今後、同調査の動向等を踏まえ、対象地域を見直すことがあります。

対象となる県（勤務地により判定）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（経過措置）令和7年4月1日以降にレビキャリアにおいて「内定承諾」となる案件から適用されます。

※ 現行制度における詳細な要件等は、特設サイトでご確認ください。

地域企業経営人材確保支援事業給付金の

- ・概要
- ・給付要件
- ・申請方法

等の詳細はこちらから確認できます →



地域企業経営人材マッチング促進事業特設サイトをご覧ください！

事業概要、REVICareerの利用方法・登録方法、給付金制度等について最新の情報を掲載しております
特設サイトはこちら⇒ <https://revicareer.jp/>

お問い合わせ先：株式会社地域経済活性化支援機構
地域企業経営人材確保支援事業給付金事務局
TEL:03-6266-0450 E-mail:shugyo-kyufukin@revic.co.jp